高齢者等おでかけ支援事業(タクシー利用補助券)について

1 制限緩和の概要

本事業では、高齢者等の外出の機会の保障を図り、もって住民福祉の増進に寄 与するうることを目的とし、バス利用補助とタクシー利用補助を行っています。

このうちタクシー利用補助は、利用にあたっての制約が多く、利用が進んでいない状況で、利用実績は5割を下回っています。

このため、より利用しやすい制度とすることで、外出の機会の創出につながるよう、乗車1回当たりの利用券使用枚数の制限を緩和するものです。

2 利用券使用枚数

現行では、1回の乗車につき1枚使用としているところを、令和6年4月1日 以降の乗車については、1回につき2枚まで使用できるものとします。

3 緩和によって見込まれる効果

タクシーをより利用しやすい制度とすることで、自家用車等による自力での移動が困難な高齢者等の外出意欲の向上が図れるものと考えます。

4 これまでの利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
交付枚数 a	12,520枚	18,135枚	17,400枚	17,010枚	19,215枚
利用枚数 b	5,675枚	5,936枚	6,533枚	8,342枚	4,986枚
利用率 b/a	45.3%	32.7%	37.5%	49.0%	25.9%
申請件数	1,252人	1,209人	1,160人	1,134人	1,281人

注) 令和元年度の交付枚数は500円×10枚/一人当たり

5 今後の予定

令和6年2月 交通事業者と協議

3月 日高市高齢者等おでかけ支援事業実施要綱の改正

制度改正の周知

4月 運用開始